## 熊本県中学校体育連盟規約

第 一 章 総 則

- 第1条 本連盟は熊本県中学校体育連盟(以下本連盟)と称す。
- 第2条 本連盟は熊本県下各郡市の中学校体育連盟を以て組織する。
- 第3条 本連盟の事務局は理事長所属校に置く。
- 第4条 本連盟は熊本県下の中学校体育を振興し生徒の体力の向上を図りスポーツ精神を涵養することを目的とする。
- 第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - 1 中学校体育振興の根本方針の審議と確立
  - 2 中学校体育に関する諸行事の企画運営
  - 3 中学校体育に関する問題の研究
  - 4 体育に関する諸団体との連絡
  - 5 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第二章 役 員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名,副会長 3~4名,理事長 1名,副理事長 若干名 総務理事 若干名,専門部長 若干名,評議員 若干名,専門理事 若干名 監事 2名.顧問 若干名

- 第7条 評議員は各郡市連盟の会長・理事長をあてる。
- 第8条 正副会長は原則として評議員経験者の中より選出する。会長が選出された郡市は別に評議員をたてることができる。会長は連盟を代表し副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその代理をする。
- 第9条 理事長は評議員会で選出する。理事長が選出された郡市は別に評議員をたて ることができる。理事長は理事会を代表し会務を執行する。
- 第 10 条 総務理事及び専門部長は評議員会に於いて選出し、(評議員会の議決に基づき)総務理事は全般事項、専門部長は担当競技についての会務を処理する。
- 第 11 条 監事は評議員会に於いて選出し、会計を監査する。
- 第 12 条 顧問は評議員会の議決を経て会長が委嘱し会長の諮問に応ずる。

(前会長·前理事長·熊本県教育委員会·市町村教育委員会担当指導主事)

- 第 13 条 副理事長は会長が委嘱する。
- 第 14 条 専門理事は各郡市連盟より原則として各競技について 1 名選出し専門部長と 共にその会務を処理する。
- 第 15 条 役員の任期は一ヶ年とし重任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第三章 会 議

- 第 16 条 本連盟の会議は評議員会、総務理事会、運営委員会及び専門部長会とし会議 はすべて会長が招集する。(専門委員会は必要に応じて開くことができる。)
- 第 17 条 評議員会は三分の二以上出席しなければ決議することができない。
- 第 18 条 評議員会の議事は出席委員の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長が 決する。
- 第19条 評議員会は次のことを行う。
  - 1 規約の決定及び変更
  - 2 役員の選出
  - 3 予算の議決及び決算の承認
  - 4 他団体への加入脱退に関する事項
  - 5 事業計画の審議
  - 6 その他本連盟の目的達成上の重要事項
- 第 20 条 総務理事会の議事は出席理事の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長が決する。
- 第21条 総務理事会は次のことを行う。
  - 1 評議員会より委任された事項の審議。
  - 2 評議員会の決議事項の審議。
  - 3 評議員会へ提出する全般事項に関する議案作成。
- 第 22 条 運営委員会は総務理事、関係専門部長、その他出席を必要とする者の中から会長が委嘱し評議員会に於いて決議された行事の企画運営にあたる。
- 第 23 条 専門部長会は競技についての規則、内容、運営等について協議し、そのうち 重要事項については総務理事会の同意を得て評議員会に提出する。

## 第四章 会計

- 第 24 条 本連盟の経費は負担金その他の収入を以て支弁する。
- 第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第26条 会計年度の終わりに剰余金がある時は翌年度に繰り越す。

付則

この規約は、昭和54年5月15日より施行する。

## 附記

- 1 推薦委員会を設ける。推薦委員は次期会長、理事長を推薦する。推薦委員会の構成は県北、県央、県南、の会長・中体連理事長・中体研理事長各1名とする。
- 2 副会長は三地区より選出する。尚、副会長1名は、大会開催地より選出すること もできる。

地区とは、県北地区 玉名荒尾・山鹿市・菊池郡市・阿蘇郡市・上益城郡

県央地区 熊本市

県 南 地 区 宇 城 郡 市 ・ 八 代 ・ 球 磨 人 吉 ・ 芦 北 水 俣 郡 市 ・ 天 草 郡 市